

伊丹市労政情報

《編集・発行》伊丹市都市活力部産業振興室 商工労働課

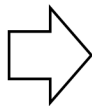
TEL : 072-784-8051

兵庫県最低賃金が改定

令和5年10月1日より、兵庫県の地域別最低賃金が改定されました

時間額 960円

(発効年月日 2022/10/1)



時間額

1001円 (41円UP)

(発効年月日 2023/10/1)

【最低賃金制度の概要】

特定(産業別)最低賃金は、本年12月1日改定の予定であり、それまでの間に現状の賃金額を今回改定された兵庫県最低賃金が上回った場合はその額とみなします。

●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

●最低賃金の種類

最低賃金には、『地域別最低賃金』及び『特定(産業別)最低賃金』の2種類があります。

特定(産業別)最低賃金は、特定の業種について定められた最低賃金額です。

地域別最低賃金及び特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

●最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

●派遣労働者への適用

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

●最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

●最低賃金額以上かどうかを確認する方法

最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。



【お問い合わせ】 伊丹労働基準監督署 072-772-6224

※詳しくはホームページへ

最低賃金制度 検索

厚生労働省掲載サイトはこちら



フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

発注事業者とフリーランスの間の「業務委託」に係る事業者間取引

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」といった方も含まれますが、この法律における「フリーランス」には該当しません。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止事項	フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと 例えば、フリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと 例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること 例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を定める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
⑦ 中途解除等の事前予告	継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

- この法律は、2024（令和6）年秋ごろまでの施行を予定しており、従業員の範囲や継続的業務委託の具体的な期間、発注事業者の義務の具体的な内容などは、施行までの間に、政省令・告示などで定められる予定です。
- 詳細な法律の内容については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
までお問合せください。



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

市障害者雇用奨励金制度が改正されました

障がい者に関する国の特定求職者雇用開発助成金等を受給されている事業主の皆様へ

10月1日以降に採用された市内在住の障がい者については、国の特定求職者雇用開発助成金の受給後の期間を助成対象とします。

すべての人が生き生きと働くために

伊丹市障害者雇用奨励金

ハローワークを通して伊丹市内在住の障がい者を雇用した市内事業所に対し、市独自の雇用奨励金を支給します。支給要件は以下の通りです。

特定疾患および発達障害を障がい者に含めます。

制 度 の 概 要



支給対象者

以下の3つの条件を全て満たす事業主

- ① 伊丹市内に居住する障がい者を雇用し、かつ伊丹市内に事業所を有している。
- ② 奨励金の支給終了後においても、引き続き相当期間常用労働者として雇用すること。
- ③ 国の特定求職者雇用開発助成金のうち、障がい者を対象とした制度を申請し受給していること。

支給対象期間

- 障 害 者（6ヶ月：1期）×2期 （雇入れの翌月から12ヶ月経過後の12ヶ月間）
- 重度障害者（6ヶ月：1期）×3期 （雇入れの翌月から18ヶ月経過後の18ヶ月間）

支給額

ひとりあたり、1万円／月×6ヶ月＝6万円（1期分）

申請方法

各交付期間の期末日から1ヶ月以内に、障害者雇用奨励金交付申請書に必要な書類を添えて提出。



※国の特定求職者雇用開発助成金の詳細については、厚生労働省のホームページもしくはハローワーク伊丹へお問い合わせ下さい。

申請に必要な書類

- 伊丹市障害者雇用奨励金交付申請書（様式1号）
- 伊丹市障害者雇用奨励金交付請求書（様式3号）
- 特定求職者雇用開発助成金の支給決定通知書の写し（対象となる各期のもの）
- 支給対象期間中の出勤簿の写し
- 支給対象期間中の賃金台帳の写し

お問合せ・申請窓口

伊丹市 都市活力部 産業振興室 商工労働課

〒664-8503 伊丹市千僧1-1

TEL:072-784-8051 FAX:072-784-8048

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和 6 年 4 月以降)

	令和 5 年度	令和 6 年 4 月	令和 8 年 7 月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	<u>37.5人以上</u>

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年 6 月 1 日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和 7 年 4 月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和 7 年 4 月 1 日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・ 非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・ 建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・ 港湾運送業 ・ 警備業	<u>15%</u>
・ 鉄道業 ・ 医療業 ・ 高等教育機関 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院	<u>20%</u>
・ 林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	<u>30%</u>
・ 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・ 石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・ 道路旅客運送業 ・ 小学校	<u>45%</u>
・ 幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・ 船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL050301雇障01

Point

③

障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和 5 年 4 月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1 カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和 6 年 4 月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point

④

障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。**（令和 6 年 4 月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？

A1. ①令和 6 年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和 7 年 4 月 1 日から同年 5 月 15 日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。

②令和 8 年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和 9 年 4 月 1 日から同年 5 月 17 日までの間）
令和 8 年 6 月以前については2.5%、
令和 8 年 7 月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

A3. 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和 5 年度は2.6%、令和 6 年 4 月 1 日から2.8%、令和 8 年 7 月 1 日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和 5 年度は2.5%、令和 6 年 4 月 1 日から2.7%、令和 8 年 7 月 1 日から2.9%となります。

伊丹市中小企業勤労者奨学金返済支援補助事業

市内中小企業等に働く若者の 奨学金返済を支援します

伊丹市では中小企業等の人材確保と、若年勤労者の市内定着及び転入促進を目的として、伊丹市内に居住し、かつ市内中小企業等へ正社員として就業している方が返済する奨学金の一部を補助します。助成対象期間は3年間を予定しています。

※令和 6 年度以降の事業実施については、当該年度の予算が承認されることが前提となります。

※補助金は連続する 3 か年度まで申請できますが、毎年度申請が必要です。

年最大
6万円

対象となる方

※下記①から③のすべての条件を満たす方

- ①伊丹市民で令和 5 年 4 月 2 日時点で 30 歳以下の方
 - ②大学等在学中に奨学金の貸与を受け、現在返済中の方
 - ③現在市内の中小企業に働く正社員または自営業主の方
- または、上記①から③以外に令和 4 年度に申請し交付決定を受けた方

※対象要件等の詳細は市ホームページをご覧ください。

申請は

令和 5 年 10 月 1 日
から
令和 6 年 1 月 31 日
まで



市ホームページ2次元コード

補助内容

補助対象額	補助上限額
補助対象期間（補助を申請しようとする年度の前年の 10 月から翌年 9 月まで）中に返済した奨学金の 3 分の 1	年間最大 6 万円

※補助対象期間に係る奨学金の繰り上げ返済額も対象となります。

※令和 5 年度の申請は令和 5（2023）年 10 月 1 日から令和 6（2024）年 1 月 31 日までに市商工労働課へ郵送またはご持参下さい。

※本年度の予算上限に達し次第締め切りとさせていただきます。

お問い合わせ 伊丹市役所 都市活力部 産業振興室 商工労働課（市役所 4 階）
電話：072-784-8051 F A X：072-784-8048